

地震対策と地球温暖化防止のために 町の補助制度をご利用ください

東日本大震災を契機に、地震に対する備えと節電などの省エネルギー対策がますます重要になっています。 町では、地震から人命と財産を守る住宅の耐震化、再生可能エネルギーである太陽光発電の推進や化石燃料の 使用を減らすことを推進するため、これらを整備する費用の一部を支援する制度(安全・安心省エネ住宅推進事 業)を実施しています。補助対象となるものは下記の4項目ですので、ぜひご利用ください。

	補助制度	補助金額	個 別 補 助 要 件
1	既存住宅 耐震改修費補助	上限30万円	昭和56年以前に着工した、耐震性能評点1.0未満の住宅の耐震改修工事(町外業者施工も対象となります)
2	住宅太陽光発電システム 設置補助	【町内業者施工の場合】 1 K w当たり10万円 (限度額30万円) 【町外業者施工の場合】 1 K w当たり7万円 (限度額20万円)	太陽光発電余剰電力の売買契約ができる設備、または発電電力をすべて自家使用とする設備を設置する場合(未使用品に限る)で、平成28年4月1日以降の設置かつ年度内に工事が完了し、電力会社との電力受給開始等ができる10Kw未満の発電システム
3	ペレットストーブ等 購入費補助	【町内の商店から購入の場合】 本体購入価格の2分の1 (限度額15万円) 【町外の商店から購入の場合】 本体購入価格の2分の1 (限度額10万円)	次のストーブの購入 ①木質ペレットおよび薪等を燃料として、本体材質 が鋳鉄、中鋼板と同様以上のストーブ ②①に類する耐久性を有するストーブ
4	住宅リフォーム 推進補助	リフォーム費用の 5 分の 1 (上限30万円)	上記1~3までの工事等と併せて実施する住宅の改修または模様替えの工事 ※住宅リフォームだけでは該当になりません。

共 通 補助要件 ①町税の滞納がない方。

②町内の住宅(店舗等の併用住宅含む) に施工・設置する場合に限ります。

③募集期限は平成29年3月31日までで、先着順です。なお、応募状況によって変更する場 合があります。

建設課 建築住宅グループ お問い合わせ先 **T** 27 - 2325

年金生活者等支援臨時福祉給付金のお知らせ

低所得の高齢者の方を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を給付します。

○支給対象者 平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち、平成29年3月31日までに65歳以 上になる方。※ただし、町民税が課税されている方の扶養親族、生活保護を受給されている方は対象外です。

○支給額 1人 30,000円

○基準日 平成27年1月1日

○申請先 役場町民福祉課福祉グループ または役場上厚真支所

○申請期間 平成28年5月23日(月)から 平成28年7月29日(金)まで

○提出書類 給付対象となる可能性のある方がいる世帯に 申請書を5月中旬頃に郵送します。

役場町民福祉課 福祉グループ (総合ケアセンター ゆくり内) ☎ 26 - 7872 お問い合わせ先

子育て支援 還元ポイントで医療費負担を実質無料化

町では、医療費に係る自己負担分をポイント還元し、医療費の実質無料化を図っています。

この事業は、今年度より高校生までのお子さんが病院にかかった場合の医療費自己負担額を金券に交換して町 内の商店で買い物ができるようにするものです。

すでに保育料還元事業でポイントカードをお持ちの方は、そのまま医療費還元事業でお使いいただけます。

	厚真町に住所のある18歳に達した日以後最初の3月31日までのお子さんの保護者
対象者	※乳幼児の初診時一部負担金も還元対象となります。
	※生活保護法による生活保護を受けている方は対象となりません。
\m_= 1.1.5	お子さんが病院などにかかった際に支払った金額のうち、国民健康保険や社会保険などの対象となっている医療費
還元対象	※保険外は対象となりません。
となる 医療費	※医療保険の規定による高額療養費の支給の対象となる場合は、その高額療養費の額を控除した
区原英	額となります。
	※小学生の入院で医療費助成の対象となる場合はその額を控除した額となります。
還元ポイント	1円につき1ポイント

子育て支援 ポイントカード



- ①保護者が初めて医療費の還元を受けようとするときは、医療機関が発行する診 療点数の記された領収書と保険証 (対象となるお子さんの保険証) を添えて、還 元ポイントカードの交付を申請してください。
- ②町は、還元ポイント数を決定し、子育て支援カードを保護者に交付します。
- ③継続して医療費の還元を受けようとするときは、子育て支援カードに領収書を 添えて、還元ポイントを受けてください。
- ④医療費自己負担額を支払い、あとで高額療養費を受ける場合は、領収書とあわ せてこの支給額が分かるもの(支給決定通知書等)を添付してください。
- ⑤ポイントカードは、2人以上のお子さんがいても保護者1枚です。
- ⑥ポイントカードの有効期限は、原則、交付後1年です。有効期限内に「子育て 支援 厚真町金券」に交換した場合(更新)は、交換した日から1年です。

子育て支援 厚真町金券



- ①保護者の申請により、還元ポイント、累計500ポイントごとに500円相当の 「子育て支援 厚真町金券」と交換します。
- ②金券の有効期限は、発行日から1年です。

金券は、町内の「子育て支援 厚真町金券取扱店」で買い物などに利用できます。

※お店には取扱店であることのステッカーが貼られていますので、ご確認ください。 ※お釣りは出ません。

- ・この事業の取扱店となる事業者は、役場町民福祉課子育て支援グループに申請してください。
- ・取扱店は、保護者が買い物の際に利用した金券を添えて町に金銭を請求してください。町は、取扱店にその代 金を支払います。

お問い合わせ先 町民福祉課 子育て支援グループ (総合ケアセンター ゆくり内) 🗗 26 - 7871



健康診査・検査・検診のお知らせ

特定・基本健康診査、肝炎ウイルス検査、ピロリ菌抗体検査

対象となる方には、5月下旬に個別案内(質問票・受診券等含む)を行います

1. 巡回(集団)健診

2. 個別健診 健診料金:700円※

健診料金:無料※

実施会場:あつまクリニック

実施会場:町内約9会場 ※詳細は個別案内参照 実施期間:5月30日(月)~6月3日(金)

実施期間:7月1日(金)~8月31日(水)の診療時間内

※健診料金…国保以外の方は、各保険者が設定する自己負担額が必要です

健診区分	対象者 (年齢は27年度末時点の年齢)	健診内容
	①40~74歳で、H28年4月1日現在、厚真町国民健康保険に加入されている方 (※該当者には受診券・質問票を送付します)	・身体測定 ・腹囲測定 ・問 診 ・血圧測定
特定健診	②40~74歳で、国保以外の保険加入者(協会けんぽ・各共済組合・健保組合等) で、保険者より発行された特定健診「受診券」を手元にお持ちの被扶養者の 方	・血液検査 ・診 察 ・心電図※
	①35~39歳および汚歳以上 ②40歳以上の生活保護受給者で、厚真町に住所を有する方	※診察の結果、医師が必要と認めた方のみ
	①40・45・50・55・60・65歳で厚真町に住所を有する方 ②輸血等経歴のある方で今まで肝炎ウイルス検査を一度も受けたことのない方	血液検査
ピロリ菌抗体検査	①40・45・50・55・60・65歳で厚真町に住所を有する方 ②20~34歳で厚真町に住所を有する方 ※個別健診のみ、詳細は広報あつま6月号折込参照	血液検査

各種がん検診

申込み受付期間等の詳細については、日程が近づきましたら「広報あつま」等でご案内します (受付期間前の申し込み受付は一切行いませんので、ご了承ください。)

検診名	対象年齢	実施月日	検診会場	負担金	定員
胃がん検診	40歳以上	7月10日(日)~12日(火)	総合ケアセンターゆくり	-1,500円	600人
月月7701天砂	40成以上	7月15日(金)~16日(土)	厚南会館		
大腸がん検診	40歳以上	7月1日(金)~22日(金)	自宅で検体(便)を採取し、ゆくりまたは厚南会館へ提出		640人
肺がん(結核) 検診	35歳以上	5月30日(月)~6月3日(金)	町内9施設 ※特定健診実施会場と同じ	無料	_
乳がん検診	40歳以上 ※元号で奇数年生まれ	11月21日(月)	総合ケアセンターゆくり	50歳未満:2,000円 (対象外:6,790円) 50歳以上:1,500円 (対象外:5,760円)	90人 対象 者優 先
子宮がん検診	20歳以上 ※元号で奇数年生まれ (平成生まれは偶数年)	11月21日(月)	総合ケアセンターゆくり	1,500円 (対象外5350円)	150人
総合がん検診 (胃・大腸・ 乳・子宮・ 前立腺)	40歳以上 ※前立腺がん50歳以上 ※子宮がん20歳以上 ※乳がん・子宮がん検診 は、上記同様に対象が生 まれ年別になります	11月17日(木)	札幌がん検診センター (対がん協会) ※バスによる送迎あり	胃・大腸・乳・子宮:上 記検診料と同じ 前立腺:500円 (※受診する検診は 選択できます。)	70人

お問い合わせ先 町民福祉課 健康推進グループ ☎ 26 - 7871

平成28年度 地域防災マスター認定研修会のご案内

台風、地震などの自然災害を防ぐことはできませんが、日ごろから災害に対する対策や心構えを身につけることで、被害を最小限に抑えることができます。そのためには、平常時には災害に備え、災害時には身の安全を守るよう行動することが大切です。

北海道では、防災に対する心構えなどを多くの方に知っていただくため、ボランティアにより地域の防災活動に取組んでいただいたり、災害時の声かけキーマンとなっていただける「地域防災マスター」を募集します。

厚真町では、現在24人の地域防災マスターが認定され、活躍いただいています。

次のとおり認定研修会を開催しますので、皆様ぜひご参加ください。

■対象

防災活動に興味・関心のある方、防災経験がある警察、消防、自衛隊などの現職・OBをはじめ、消防団などで防災活動に取り組んでいる方もご応募いただけます。

■研修内容

指導者向け防災講座、災害図上訓練 (DIG)、応急 救護などを受講していただきます。

■ 開催日時・場所・募集期間

日 時 平成28年7月30日(土)

場 所 新ひだか町 新ひだか町公民館

時 間 10時30分~16時30分

募集期間 平成28年5月20日(金)~6月27日(月) ※研修会の受講者の方は、町が送迎します。

【地域防災マスターの活動事例】

○平常時の活動

自主防災組織結成・参加の呼びかけ、地域の防 災訓練・防災研修会等への参加、災害経験談の 伝承など

○災害時の活動

自主防災組織や近隣住民と連携協力して行う 初期消火、負傷者等の救出・救助、被災情報・ 被災者ニーズを市町村等へ提供、その他避難支 援、避難所運営支援など

○その他の活動 市町村や企業等と連携した活動 など

お問い合わせ先 総務課 研修防災グループ

雪 27 - 2322

企業貸付建物1号棟 利活用事業について

町では、未利用となった公共施設を有効に利活用して、地域の振興や活性化が期待できる事業の展開に意欲のある事業者等を募集しています。

事業の提案内容により決定となりますので、応募要件・申込書等の詳細は、町ホームページをご覧いただくか、 役場総務課研修防災グループまでお問い合わせください。

1 対象施設 所在地:厚真町字本郷229番地 1

施設名:企業貸付建物1号棟

2 募集期間 平成28年5月31日 (火) 午後5時まで

3 募集する提案事業

①町の産業の振興・活性化に資する事業

②町の雇用の促進に資する事業

③町の学術・文化・教育等に資する事業

④町の観光の振興・活性化に資する事業

⑤町の福祉の向上・活性化に資する事業 ⑥その他、町の活性化に資する事業

お問い合わせ先 総務課 研修防災グループ

T 27 - 2322



厚真町120年記念植樹祭を開催します

厚真町120年を記念して、植樹祭を開催します。桜丘地区の町有林内に、サクラやキタコブシ、モミジ類等、花や紅葉のきれいな樹木を植栽する予定です。120名以上の参加者での植樹祭を目指しています。厚真町の将来の風景を彩る植樹祭に、ぜひご参加ください。

● 日時:6月4日(土) 9:30役場集合(12:00役場にて解散予定) ※役場から現地まではバスで送迎する予定です ※小雨決行、強雨中止

●場所:桜丘(桜丘共同墓地への上り口)

● 面積:0.80ヘクタール

●服装:汚れてもいい服装、長靴、軍手、帽子、飲み物等 ※使い慣れたクワやスコップが有ればお持ちください



お問い合わせ先 産業経済課 商工観光林業水産グループ 27 - 2486

町内で起業する方を応援します **厚真町起業化支援事業を実施します**

町では、起業支援として、起業時における開業経費等の必要な経費の負担を軽減し、新たな起業への取組を奨励するため「厚真町起業化支援事業」を実施しています。

	①新規開業支援事業	②事業化支援事業
補助対象事業	起業するために必要な施設の建築及び改修等を行う事業。事業執行は、1ヵ年度限り (上限に達しない場合は2年目以降、事業化支援事業に申請可能)	安定的な事業継続を図るために行う事業。事 業執行は、条件により最大3ヵ年度。
補助金の 交付対象者	町内において起業を予定している方(ただし、 町内で新しく事業を開始する方)	平成26年4月1日以降に起業した方(平成28年度の場合)
補助対象経費	報償費、旅費、役務費、委託費、工事請負費、 備品購入費等	報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使 用料及び賃借料、備品購入費、償還費等

※①または②の事業のうち、どちらか一つを選択してください。

※平成28年度の補助対象経費は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに支払が完了した経費又は支払することが確認できる経費が対象です。

○事業の決定方法

審査は審査委員会で申請者からのヒアリングを行い、町内の活性化につながる計画になっているか等を審査し、決定をします。

○補助金の交付対象期間の終期

起業した日から3年後の応当日の前日まで

○補助率

2分の1以内

○補助限度額

200万円 (※空き店舗を活用する場合は250万円)

○申込期限

第1次募集 平成28年6月30日 (木) まで 第2次募集 平成28年12月26日 (月) まで

お問い合わせ先産業経済課商工観光林業水産グループ

5 27 - 2486

アパート建築費・改修費の一部を補助します

アパートを建てる

新たに町内の市街化区域内に民間アパートを建設する方(法人・個人)を対象に、建設費の補助 (厚真町民間賃貸共同住宅等建設促進事業)を行います。

■補助額

建設する賃貸共同住宅等で1LDKと2LDKで構成する住棟1棟で、その1戸当たり1LDKタイプ…110万円2LDKタイプ…130万円 ※1申請当たり上限金額は960万円です。 ※防犯対策を各戸に行なう場合、1棟につき10万

■受付期間

平成28年5月31日(火)まで ※複数の交付希望者が有る場合は、抽選により決 定します。また、町内在住の方を優先とします。

■申込方法

交付認定申請書および添付書類を提出

円を上限とし増額します。

アパートを改修する

町内の市街化区域内に民間アパートを所有する 方(法人・個人)を対象に、改修工事費の補助(厚 真町民間賃貸共同住宅等リフォーム促進事業)を行 います。

■補助額

1 戸当り最大15万円 (1 戸当りの改修工事費が15 万円未満の場合は、その額) ※1申請当たり上限金額は90万円です。

■受付期間

平成29年3月31日 (金) まで ※予算状況により早期に締切る場合があります。

■申込方法

交付申請書および添付書類を提出



※詳しくは、町ホームページをご覧ください

お問い合わせ先 建設課 建築住宅グループ

T 27 - 2325

町長選挙立候補予定者等説明会の日程が決まりました

6月2日(木)	立候補予定者説明会 10時30分 (総合福祉センター) ※出納責任者は必ず出席してください。
6月15日(水)	立候補届出書類事前審査 9時00分~17時00分(選管事務所) 立候補予定者選挙公報事前審査 9時00分~17時00分(選管事務所)
6月17日(金)	選挙運動用車両事前審査 9時30分~11時00分 (総合福祉センター)
6月21日(火)	選挙告示日 立候補届出受付 8時15分~(総合福祉センター)
6月22日(水)	選挙入場券発送 期日前投票・不在者投票開始
6月26日(日)	投票日(即日開票)
6月27日(月)	当選証書の付与 (議会会議室)
7月10日(日)	選挙運動費用収支報告期限

お問い合わせ先 厚真町選挙管理委員会 ☎ 27 - 2322

広報あつま H28.5